

学校体育施設開放利用（校庭・体育館）の注意事項

学校体育施設を利用する団体の責任者は、常に学校施設の善良な利用者としての責任を自覚して、下記のことには注意すること。

なお、最近、ゴミ・空き缶・たばこの吸い殻等が放置されており、学校教育上、衛生上好ましくないため、施設利用後の団体責任者はゴミ等をすべてもち帰ること。

記

- 1 無人化校のカギの借用と返却は十分気をつけ、迷惑をかけること。
- 2 利用許可書は使用の際に携帯し、開放管理員に提示すること。
- 3 施設を利用する場合、開放管理員の指示に従い事前に安全点検をすること。
- 4 火気の使用は厳禁する。
- 5 学校敷地内は禁煙とする。
- 6 校内における飲酒は厳禁する。
- 7 屋外運動場に車を乗り入れないこと。また、利用の際は学校長の指示に従い所定の場所に駐車すること。
- 8 屋内運動場は室内用のシューズを使用し、諸器具の運搬に際しては床・壁等の保護に注意すること。
- 9 利用（許可）種目以外に使用しないこと。
- 10 許可された施設・設備以外は使用しないこと。
- 11 使用した施設及び施設の設備・器具等の棄損については、利用団体が速やかに原形に復すること
- 12 利用許可時間内に整理・清掃・消灯等を行い開放管理員に引き継ぐこと。
- 13 ゴミ等はその都度持ち帰ること。
- 14 利用団体はスポーツ傷害保険に加入済みのこと。
- 15 学校ごとに定められた諸注意を厳守すること。
- 16 以上のことに違反又は守らない場合は、利用の取消し、又は利用の中止・禁止をする。